

市長コラム

しんげの一言メッセージ

新型コロナウイルス感染不安にどう向き合うか

中国武漢から始まった新型コロナウイルスの感染は急速に全世界に拡大しております。このコラムを書いている3月15日、世界の感染者は137の国・地域で15万1760人、死者は5764人（AFP=時事）。我が国では感染者780人、死者22人となっております（クルーズ船を除く）。

現時点で日本は世界の国々と比べ、感染拡大が抑えられていると政府の専門家会議では見解を出しておりますが、まだこれから分かりません。願わくは事態が少しでも良い方向へ進んで欲しいものです。

感染防止と共に大切なのは感染不安への対処です。今回のウイルス感染への不安から、世間ではさまざまな不確かな情報が飛び交っております。ぬるま湯でウイルスが死ぬとか、トイレトペーパーが無くなるなどのデマが一瞬にしてインターネットで流され、信じた人々がまたその情報を拡散しました。実はトイレトペーパーは国内で生産しており何ら問題は起きないはずでしたが、結果として店先からしばらく姿を消してしまいました。

なぜこのようなデマが拡散するのでしょうか。人間

は目に見えない危機に対して非常に不安になりやすいそうです。今から9年前の東日本大震災の原発事故の際にもさまざまな憶測が流れました。あの時と同じく今回ウイルスという目に見えない危機への不安が、普段であれば冷静に対処できるはずのデマやうわさを拡散してしまう要因になっているようです。

こうした心理的不安が重なると人は免疫機能が落ち、病気になりやすくなります。感染への恐れからかえって心身をこわしてしまつては元も子もありません。ぜひ皆さまには①普段から情報過多にならないようにテレビやネットの情報から離れる時間を持つ、②思わず信じたくなくなるような情報が入って来ても、まずは「ホントかな」と一呼吸おいて、その情報の出所などを調べてみる、③免疫力アップは特定の食べ物だけに頼らず、むしろストレッチや腹式呼吸などで身体をリラックスさせる、などを心がけていただければと思います。

感染は必ず終息します。心身を整えて待ちましよう！

本庄市長 吉田信解

障害児福祉手当・特別障害者手当の支給制度のお知らせ

この制度は、重度の障害により、日常生活において常時特別な介護を要する方、国から手当を支給するものです。

障害児福祉手当

対象 20歳未満で市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1、2級の一方の方、又は療育手帳A相当の方
- ・精神障害や血液疾患等で右記と同程度の障害がある方

※施設に入所している方、又は障害を支給事由とする年金を受けている方は対象外。

手当額（令和2年4月）

月額 1万4880円

特別障害者手当

対象 20歳以上で市内に住所を有し、国民年金法1級程度の障害が2つ以上ある方、又はそれと同程度以上と認められる方

※施設に入所している方、又は3か月以上継続して病院等に入院している方は対象外。

手当額（令和2年4月）

月額 2万7350円

※いずれの手当も、障害の程度に応じて診断書が必要になる場合があります。

※本人又は扶養義務者の前年の所得による所得制限があります。

★障害福祉課 ☎25-11255

☎23-1963、支所市民

福祉課 ☎72-1333・

☎72-1630

忘れていませんか
市民税・県民税申告

申告所得税及び市民税・県民税の申告期限が4月16日(木)まで延長されました。申告が必要な方で、まだ済ませていない方は、速やかに申告をお願いいたします。

申告相談会場

市民ホール（市役所1階）

受付時間 午前9時～正午、

午後1時～4時

公的年金の収入が400万円以下の方で確定申告が不要な場合でも、公的年金以外の所得がある場合や、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合

お知らせ

下水道課からのお知らせ

○本庄市生活排水処理施設整備構想の見直し

市では、平成22年度に快適な生活の実現と河川等の水質保全を図ることを目的に「本庄市生活排水処理施設整備構想」を策定しました。

この構想は、令和7年度を目標に、各地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備構想を定め、施設整備率の向上を目指すものです。

この度、本構想を見直ししましたので公表します。

閲覧は、4月6日(月)から市ホームページ又は下水道課(市役所2階)でできます。

○下水道の都市計画に関する説明公聴会開催の延期

「広報ほんじょうおしらせ版」3月15日号に掲載した下水道の都市計画に関する説明公聴会は、新型コロナウイルス感染症への対策のため、開催が延期になりました。

★下水道課 ☎25-1147

児童扶養手当・特別児童扶養手当の改定

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額が変更になります。

児童扶養手当(月額)

○子どもが1人の場合

全部支給4万2910円↓
4万3160円、一部支給4万2900円、1万120円↓
4万3150円、1万180円

○子どもが2人目の加算額

全部支給1万140円↓
1万190円、一部支給1万130円、5070円↓
1万180円、5100円

○子どもが3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給6080円↓
610円、一部支給6070円、3040円↓
6100円、3060円

特別児童扶養手当(月額)

1級5万2200円↓
5万2500円、2級3万4770円↓
3万4970円

★子育て支援課

☎25-1130

は、市民税・県民税申告が必要で。

申告書の内容の確認・訂正

市では、税務署で申告をした方の申告書の内容が次に該当する場合、必要に応じて確認・訂正しています。

・受けられない控除を受けている

・申告書の計算が誤っている

・申告書の記載に不備がある

・申告した給与や年金の金額と、市に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額が異なる

★課税課 ☎25-1123

固定資産課税台帳に登録された価格の縦覧・閲覧ができます

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧 市内所在の課税対象となる土地又は家屋について、土地の納税者は土地課税台帳に登録された価格を、家屋の納税者は家屋課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

※自己所有の土地、家屋以外の価格も縦覧できます。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。また、土地を借りている方はその土地について、家屋を借りている方はその家屋及びその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格はどなたでも閲覧できます。市街化区域においては、標準宅地の位置及び街路ごとの路線価を、市街化区域以外においては、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格を閲覧できます。

縦覧・閲覧

期間 4月1日(水)～6月1日(月) (土・日・休日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

場所 課税課(市役所1階)

手数料 無料

用意 身分証明書(免許証、保険証等)、印鑑

※代理人の場合は、委任状が必要で、また、借地・借家人で閲覧を希望する方は、賃貸借契約書が必要です。

★課税課 ☎25-1121

脇島正法律事務所

埼玉弁護士会所属 弁護士 脇島 正

収入のない方も安心してご相談ください
法テラス制度を利用することで負担なく弁護士に依頼できます

初回相談料無料

予約制 受付時間：平日9:30～18:00

TEL 0495-71-6520

〒367-0030 本庄市早稲田の杜4-1-8

http://wakishima-law.jp/ webからも予約できます

夜間・土日
応相談

☆ あきらめていませんか!!
障害年金を

病気やけがのために日常生活や仕事に支障があり 65歳未満に初診日がある方、障害者手帳をお持ちの方、ぜひ一度ご相談下さい。

障害年金の専門家 社会保険労務士(初回相談は無料です)

連絡先 本庄市西五十子216-9

TEL 080-1242-7696

倉田和子

URL: http://sr-kurata.com/Message.html

お見積りは無料ですのでお気軽にお電話
ご来店ください!! お待ちしております

三ツ星ウズウズ

リフォーム・増改築専門店

児玉郡上里町七本木3652-2

0120-72-0084

土・日・祝も
営業してます
9:00~20:00

いつもご愛顧賜りありがとうございます

お困りごとなど、お気軽にご相談ください。



メガネ・補聴器の板垣

本庄店

☎0495-24-6838
[南大通り文化会館近く]

ウニクス上里店

☎0495-35-3535
[ウニクス上里1F] 水曜定休